

医療保険訪問看護重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

これは、訪問看護の開始にあたって契約締結を行う際、当事業所があらかじめ説明しなければならない事項を記したものです。

ご不明な点があれば、なんでもご質問ください。

1. サービス利用についての相談窓口

電話 0747-53-0589 (午前8時30分～午後5時15分まで)

担当 佃 操

2. 事業所の概要

法人名	社会福祉法人 大淀町社会福祉協議会
代表者氏名	会長 辻 本 眞 宏
法人所在地	奈良県吉野郡大淀町下湊1223番地 TEL 0747-53-0589 FAX 0747-54-2888
事業内容	訪問看護事業 (介護・医療保険)、訪問介護事業 居宅介護支援事業

3. 訪問看護事業所の概要

(1) 事業所の所在地・営業日及び時間等について

事業所名称	大淀町社会福祉協議会 訪問看護ステーション
指定事業所番号	介護保険：奈良県指定 (指定所番号 2961790538) 医療保険：近畿厚生局 (医療コード 1790538)
事業所所在地	奈良県吉野郡大淀町下湊1223番地 TEL 0747-53-0589 FAX 0747-54-2888
サービス提供地域	大淀町内 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員の体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名()	0名	管理、訪問看護	1名()
サービス従事者					
	看護師	2名()	1名()	訪問看護	3名()

() 内は男性再掲

(3) サービス提供日及び時間

1.営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く

2.営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。但し訪問時間は午前9時から午後5時までとする。

連絡先 : ①0747-53-0589 (営業時間内)

②080-5343-1941 (緊急時加算対象の方)

又は③090-6735-8194 (")

(4) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	(運営規定の記載内容を要約) 療養者等の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を図るために訪問看護を提供することを目的とする
運営方針	(運営規定の記載内容を要約) 地域の保健医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

4. サービスの内容及び利用料等

(1) 提供するサービスの内容について

- 1.一般状態の観察を含む基本的看護
- 2.清拭及び洗髪による清潔の維持
- 3.体位の変換
- 4.医療機器の装着者の看護 (尿道留意カテーテル、胃ろう、経鼻カテーテル等の管理、在宅酸素の管理等)
- 5.食事および排泄の介助
- 6.褥創の予防及び処置
- 7.認知症患者の看護
- 8.療養生活や介護方法の指導及び助言ならびに相談
- 9.在宅リハビリテーションの看護
- 10.終末期の看護

(2) 医療保険訪問看護のサービス該当とその利用料について

1. 40歳未満の医療保険加入者とその家族
2. 40歳以上65歳未満の16特定疾病患者以外の者
3. 65歳以上で要支援・要介護者のうち以下の場合

特別訪問看護指示期間

厚生労働大臣が定める疾患等

悪性腫瘍の終末期

他

【サービス利用料金表】

利用者負担額は各種医療保険の負担割合（1～3割）により異なります。

項目	報酬金額（全体の1～3割負担）	備考
訪問看護基本療養費Ⅰ・週3日まで	5550円/日	正看護師
訪問看護基本療養費Ⅰ・週4日以降	6550円/日	正看護師
訪問看護基本療養費Ⅲ	8500円/日	入院中の外泊時
訪問看護管理療養費（二）・初日	7670円/日	
訪問看護管理療養費（一）・2日～	3000円/日	
緊急訪問看護加算	月14回まで2680円/日 月15回以降2000円/日	家人要請・主治医指示
難病等複数回訪問加算・2回	4500円/日	
難病等複数回訪問加算・3回	8000円/日	
複数名訪問看護加算	4300円/回	正看護師
特別管理加算	重度 5000円/月 その他 2500円/月	
24時間対応加算	6800円/月	
ターミナルケア療養費	25000円/1回限り	
退院支援指導加算	6000円/日	90分超 8400円
退院時共同指導加算	8000円/日	
長時間訪問看護加算	5200円/回	
夜間・早朝加算	2100円/回/日	夜間（18～22時）早朝（6時～8時）
深夜加算	4200円/回/日	深夜（22時～6時）
訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月	
訪問看護情報提供療養費	1500円/月	

* 24時間対応加算の同意（有 無）

* 特別管理加算の同意：（重度 その他 無）

※1か月に支払った利用者負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市町村又は全国健康保険協会等への申請を致しますと、超えた金額が高額療養費として支給されます。

※福祉医療関係受給者証・特定疾患医療受給者証などの交付を受けている場合は提示をお願いします。その証の適用を受けられる場合があります。

※代表的な医療保険の情報を提示しています。各医療保険ごとに上限等が異なりますので、詳しいことは各医療保険に問い合わせ下さい。

※いずれも医療費控除の対象となります。

(3) その他の費用について（医療保険給付にならない費用）

交通費	利用者の居宅が3の(1)の「サービス提供地域」以外の場合は交通費の実費を請求します。(運営規定の記載内容を記入) 本所から片道おおむね10キロメートル以上 400円
死後の処置料	死後の処置料は 15,000円 エンゼルケアセット 2,500円 ともに 実費
日常生活上必要な物品代	利用者の実費負担
サービス提供にあたって利用者の居室で使用する電気・ガス・水道等の費用	利用者負担

(4) 利用料その他の費用の請求及び支払い方法

請求の方法	1ヶ月毎に合計額を計算し、翌月の15日前後に、請求書と利用明細書を添えてお届けします。 但し、請求額のない場合はお届けしません。
支払い方法	利用料につきましては、事前に口座振替依頼書に記入頂くことにより、直接金融機関から、引き落としをさせていただきます。 取扱金融機関・・・南都銀行 奈良県農協 各支店 引落日・・・利用月の翌月末引落 ※月末が土日祝の場合は翌営業日の引き落としとなります。 ※引落を確認後、領収書を発行させていただきます。

*支払期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合は契約を解約していただくこともあります。解約後

に未払い分をお支払い頂きます。

(5) 解約料

<請求しない場合>

利用者からいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

<請求する場合>

利用者の都合により契約を解約した場合、下記の料金を頂きます。

前日までにご連絡があった場合	料金は一切かかりません
当日にご連絡のあった場合	利用料自己負担分の100%
利用者の急変(受診時)、急な入院等の場合	料金はかかりませんが連絡をして下さい

5. 緊急時の対応法について

サービスの提供中に状態の変化等があった場合、主治医にご連絡するとともに、予め指定する緊急連絡先、居宅介護支援事業所等へ連絡します。

主治医	主治医氏名	
	医療機関名称	
	所在地 電話番号	TEL
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所 電話番号	TEL

6. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

市町村	市町村名	
	担当課名	
	電話番号	TEL

居宅介護支援事業所	事業所名	
	所在地	
	担当ケアマネジャー	
	電話番号	T E L

なお、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
保障の概要	身体障害、財物破損、管理受託物補償

7. 担当看護師の変更

当事業所では、状態を把握するために多くの眼で観察し判断しております。担当制はとっていませんが、何でもお気軽に相談してください。

8. サービス内容に関する苦情

当事業所の提供している訪問看護サービスに関するご相談・苦情を承ります。

当事業所の窓口	電話番号	0747-53-0589
	FAX 番号	0747-54-2888
	担当者名	佃 操
	第3者委員	上坂 美代子 井片 正子
市町村の窓口	所在地	奈良県吉野郡大淀町桧垣本2090町役場内
	電話番号	0747-52-5501
	担当部署	福祉介護課
公的団体の窓口 奈良県国民健康 保険団体連合会	所在地 電話番号 担当部署	奈良県橿原市大久保町302-1 0744-29-8311

9. 福祉サービス第三者評価

社会福祉法第78条第1項に規定する任意の福祉サービス第三者評価は、現時点に於いて受けておりません。

10. 虐待防止について

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、定期的な委員会の開催他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者の選定

担当者・委員長：大淀町社会福祉協議会 局長 宮本賢太郎

- ② 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
 - ③ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ④ 成年後見制度の利用の支援
 - ⑤ その他、虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。
- 1 1. 身体拘束等の原則禁止と適正化の推進
- (1) 指定訪問看護の提供に当たっては当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむをえない場合を除き、身体拘束等を行いません。
 - (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には適正化の指針に則り、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性、一時性）を記録する等、適正な運用を図ります。
- 1 2. ハラスメント対策
- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。
 - (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。
- 1 3. 身分証携行の義務
- 訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。
- 1 4. 業務継続に向けた取り組みの強化
- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築します。
- (1) 業務継続に向けた計画(業務継続計画・BCP)を策定し、感染症や非常災害発生時には計画に従って必要な措置を講じます。
 - (2) 業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修や訓練(シュミレーション)を定期的実施します。
 - (3) 定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画内容の変更を行ないます。
- 1 5. 感染症対策の強化
- 事業者は、感染症の発生及び蔓延防止のための取り組みを図るため、委員会

の開催、指針の整備、研修の実施、訓練などを行います。

1 6. 信義誠実の原則

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

1 7. 裁判管轄

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

訪問看護事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

大淀町社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、訪問看護事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規定は、下記のとおりです。

<p>個人情報の種類 （本事業にかかわって 取得・利用する個人情報）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業利用者が申請書、契約書に記載した事項 ・本事業担当者が相談により把握し看護記録に記載した事項 ・看護記録 ・医師の指示書 ・サービス提供表 ・処方箋 ・サービス計画表 ・医師への看護計画、報告書 ・事故報告書 ・看護要約（サマリー） ・苦情報告書 ・フェースシート ・管理日誌 ・主治医の意見書 ・情報提供書 ・医療処置表 ・その他
<p>個人情報の利用目的</p>	<p>・利用者の病状に応じた適切な看護を提供し、家庭においてより安定しその人なりの自立した生活が送れることを目的とし、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める</p>
<p>個人情報の利用・提供 方法</p>	<p>本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。 また、下記により本会内部での利用又は外部への提供を行う。</p> <p>(1) 内部での利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護受付の管理 ・看護計画の作成 ・看護計画に基づく看護に携わる看護師間の連携 ・サービスの質の向上 ・サービス提供職員間の連携 <p>(2) 外部への提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の医療機関（病院、医院、療養型施設） ・近隣の保健所、市町村の保健センター ・近隣の老健施設、身体障害者施設 ・近隣の居宅介護事業所、近隣の訪問介護事業所 ・近隣の通所介護事業所、訪問入浴事業所 ・感染症や非常災害時における業務継続計画発動時の近隣の訪問看護事業所
<p>その他の情報</p>	<p>本事業担当者が、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者以外には、伝えてはならない。</p>
<p>個人情報保護担当者</p>	<p>宮本 賢太郎</p>

令和 年 月 日

当事業所は、重要事項説明書及び個人情報取扱業務概要説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容、重要事項並びに個人情報取扱業務概要を説明いたしました。

事業者

所在地 奈良県吉野郡大淀町下湊1223番地
名称 社会福祉法人大淀町社会福祉協議会
代表者 会長 辻本眞宏

説明者 大淀町社会福祉協議会
大淀訪問看護ステーション

氏名

印

私は、重要事項説明書及び個人情報取扱業務概要説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容、重要事項並びに個人情報取扱業務概要の説明を受け、同意します。

利用者 住所 奈良県吉野郡

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印